

平成25年7月に発生した豪雨被害に対する災害義援金の取扱いについて ー山形県長井市、南陽市における災害義援金ー

平成25年7月18日・22日の両日に発生した豪雨により、長井市、南陽市における住宅等に多数の被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により災害義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

山形県長井市および山形県南陽市

お客様の災害義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。振込依頼書には、必ず送付先「山形県長井市（豪雨災害義援金）」、「山形県南陽市（豪雨被害義援金）」をご記入ください。

2. お取扱期間とお振込先

平成25年8月5日（月）～平成25年9月30日（月）

| 寄付先 | 災害義援金受入 信用金庫・店舗名 | 店番 | 種目 | 口座番号 | 口座名義人 |
|------------|---------------------|-----|----|---------|------------------------------|
| 山形県 長井市 | 米沢信用金庫 長井支店 | 022 | 普通 | 1063797 | 長井市豪雨災害義援金口 長井市会計管理者 平 英一 |
| 山形県 南陽市 | 米沢信用金庫 赤湯支店 | 021 | 普通 | 1069753 | 南陽市豪雨災害義援金口 南陽市会計管理者 濱田俊明 |

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》
地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上